

# 琴歌譜注釈稿（四）

神田 武  
中野 富  
裕智一  
原 恵子  
佐知子

## 17 阿遊陀扶理（1）

### 歌詞

多可波之乃 美可為乃須美豆 阿良万久乎 須久尔於伎豆 伊  
 弓末久乎 須久尔於伎天 奈尔可奈可 許タル 伊天々乎留須  
 美豆

多可波試能 夜 美可為移小ム能須美豆小字宇 阿良萬  
 久乎 夜 須具尔夷引伊伊伊レ於伎豆亞亞移弓万  
 久乎於レ 夜 須具尔伊移移レ於伎天亞シテ奈尔可  
 難我 夜 去爾移移レ 伊豆乎留宇字宇レ 夜 須美  
 豆宇字字宇 移弓平留 須美豆 万之衣万圓衣衣師央 夜

### 手出

- ①「須」と「手」は右側に補われている。  
 ②③「」は踊り字と見られる。

### 歌詞と詞詞の対照

- 1 たかはしの  
2 みかるのすみづ

——  
たかはしの や  
みかるのすみづ

### 歌譜

- |     |      |     |       |        |      |        |       |
|-----|------|-----|-------|--------|------|--------|-------|
| 10  | 9    | 8   | 7     | 6      | 5    | 4      | 3     |
| すみづ | いでをる | ここに | なにかなが | すぐにおきて | いまくを | すぐにおきて | あらまくを |

あらまくを や  
すぐにおきて。

いでまくをや  
すぐにおきて。

なにかなが  
や

いでてをるや

いでてをる

ましまえし や

第9・10句を繰り返す。離子詞は「や」

**歌い方**  
全十三句。一段の曲。第9・10句を繰り返す。囃子詞は「や」「ましまえし」。

話  
紙

阿遊陀扶理——アユダブリ。アユダは地名か。「全譜」は、新撰姓氏錄（左京神別）に、「小治田宿禰、石上同祖。欽明天皇御代、依望開小治田鮎田、賜小治田大連」とあり、「鮎田」が見えることを指摘する。小治田は高市郡明日香村内。

なお、写本ではこの「阿遊陀扶理」の文字のすぐ上に「七

「日」の文字があり、この17および続く18・19が「七日の節

会」(青馬の節会)に歌われたことを示している。

高橋——地名。天理市櫻本町付近の地か。現在造称地はないが、次のような古代の資料が存する。

1、崇神紀八年四月条に、「高橋邑の人活日を以て大神の掌酒とす」とある。

2、武烈紀の影姫の歌（紀94）に、「石上 布留を過ぎて  
薦枕 高橋過ぎ 物多に 大宅過ぎ 春日の 春日を過

き 妻隠る 小佐保を過ぎ……』と詠まれている。

ある。

4、雄略天皇と春日和珥臣深目女との女、春日大娘皇女の更の名を高橋皇女と言った（雄略紀元年三月条）。またその春日大娘皇女と仁賢天皇との女に、高橋大娘皇女がある（仁賢紀元年二月条）。

5、「東大寺要録」卷二に、「高橋川一井三池、右角濱櫻本庄  
田穿也」(神護景雲三年十二月から翌年四月にかけてのこ  
と)とある。

5の高橋川は『大和志』に「櫟本川（源自高橋山經櫟本、至白土入和爾川）」とある櫟本川のことで、現在の高瀬川で

「至白土入和爾川」とある櫻本川のことと、現在の高瀬川で

ある。高橋川を山辺道が過ぎる所に高橋を架したところから高橋川と呼び、その水源も高橋山と呼んだのである（土橋寛『古代歌謡全注釈 日本書紀編』15番歌の項）。

櫻本は山辺の道（または上ツ道）が都祁山道および童田道の延長線と交差する所に位置し、統日本紀延暦八年十月条に見える「石上箇」にも比定され、名の由来の市が開かれていると推定される（角川日本地名大辞典29奈良県）。「高橋」はもともとその地に築かれた橋そのもの（橋脚の長い高い橋、の意）を指し、やがてその地をも指すようになったものか。

なお、本歌には「高橋」、次歌（18）には「石上布留の山の」とあり、万葉歌の「石上布留の高橋高々に妹が待つらむ夜ぞ更けにける」（12・二九九七）との関連が思われるが、万葉歌の「高橋」は普通名詞で、しかも布留川にかかる橋で、本歌の「高橋」とは一応別であろう。

みか井——神聖な井戸。「甕井」として「大きなカメに水をためる式の井」（『大系』）という解もあるが、わかりにくい。ミカは「タケミカツチ・ミカハヤヒなどの神名のミカに同じ。イカ（巣）に接頭語ミの接続したものであろう」（『全講』）。允恭紀七年十二月条に、天皇の命で舍人中臣烏賀津使主が近江の坂田から弟姫（衣通郎姫）を都に連れてくる

時に、「倭の春日に到りて、櫻井の上に食ふ。弟姫、親ら酒を使主に賜ひて其の意を慰む」とあり、「櫻井」は櫻本にあつた井戸で、神聖な井戸であつたと考えられる。本歌の「高橋の御巣井」と関係があるか。

清水——スミツ。シミツに同じ。清らかな冷たい水。「我が門の板井の清水里遠み人し汲まねば水さびにけり」（神楽歌・採物・杓）。

あらまくを——あらうとすること。「あらむ」のク語法。「まくを十動詞」の例は「いちじろくこのいつ柴に降らまくを見む」（万8・一六四三）があるがまれ。ここは、本来の（いつもの）場所にあらうとすることを、の意か。

すぐに置きて——「すぐに」は難解の語。後世の用例では「まつすぐに」「そのままに」「ただちに」などの意味がある。文意から、「急に」の意と仮に解しておく。「置きて」はさし置いて、放つておいての意。「天に満つ倭を置きて」（万1・二九）。

出でまくを——出ようとする」とを。

汝——清水への呼びかけ。

ましまえしや——囁子詞。意味も語構成も不明。19にも見え、いずれも歌の末尾にある。『全講』に、「マシは、汝の義であ

ろう」とする。何らかの感情表現か、相手への呼びかけの意味があるのか、それとも所作（舞など）と関係するのか。何やら楽しげだ。やや長めの囃子詞で歌の末尾にあるものとして、「ええ しゃいしゃ（此はこのみそ）ああ しゃいしや（此は嘲笑ふそ）」（神武記）や「わきむだちや」「おお」とと としとんと おおしとんと としとんと」「たらりやりんたな」（いずれも催馬樂）などが参照される。

### 口語訳

高橋の神聖な井戸の清水よ。いつもの所にあるのを急にやめて、いつもの所に出るのを急にやめて、どうしてあなたはここに出ているのだ、神聖な井戸の清水よ。

### 考説

#### ①歌垣の歌謡

17～19の「阿遊陀扶理」三首は、「全講」にも「もと高橋のはとりの遊びの行事の歌でもあるだろうか」と説くように、もともと高橋の付近で行われた歌垣の歌謡ではなかつただろうか。17は男の歌で、相手の女性を「高橋のみか井の清水」によそえ（この女性はあるいは神聖な井戸に仕える巫女か、それとも寓意として身持ちの固い女性をいうか）、「何か汝がここに出て居る清水」は歌垣の場に出て来た女性への誘い、18～19は

女性の側の答え歌と見られる。

三首に「ここに出て居る（れ）」という歌詞が共通する。「出づ」はいわば歌垣の歌のキーワードの一つである。もと葛城地方（御所市玉手）の歌垣の歌と考えられる紀歌謡<sup>124</sup>に、

打橋の つめの遊びに 出でませ子 玉手の家の 八重子  
の刀自 出でましの 悔いはあらじぞ 出でませ子 玉手  
の家の 八重子の刀自

とあり、歌垣の場に「出づ」とことをしきりに説いている。また

万葉集の、

住吉の小集樂<sup>125</sup>に出てうつつにも「妻すらを鏡と見つむ

（16・三八〇八）

も、住吉の「小集樂」、すなわち「郷里の男女、衆ろ集ひて野

遊び」（左注）する歌垣の歌である。

歌の場に「清水」「井」があることも歌垣を示唆する。歌垣の場は、「其（東の峯）の側に流れる泉」の辺り（常陸國風土記筑波郡筑波の岳の条）、「淨き泉」の辺り（同久慈郡山田の里の条）、「村の中の淨き泉を、俗、大井と謂ふ」辺り（同郡密筑の里の条）、「瀧<sup>瀧々</sup>」き辺り（出雲國風土記鴨根郡邑美の清水の条）にもたれることがあった。また市でも歌垣が行われた。「高橋」は櫻木の付近に立った市にも近かったかも知れない。

ところで、『全譜』に「」の歌詞中に、石の上・布留・高橋などの地名があり、これによれば、石上系統の歌曲で、アユダというは、姓氏録にいうところの鮎田であろうか。この系統には、高橋の連もある」と言い、賀古明「阿遊陀扶理」攷（『琴歌譜新論』所収）にも、「高橋」「石上布留」という歌詞や物部氏とその保持した歌謡の考察から、「阿遊陀扶理」三首を「物部氏族内で生育し、保存され、伝承された歌謡である」と説いて興味深い。ありうることであろう。またそこからは、『全譜』の説のように「あゆだ」が明日香の小治田辺の地名だったとすれば、「石上同祖」の小治田氏が、「あゆだ」の地で石上氏（物部氏）の伝承歌謡を伝えており、それが歌曲名の由来となつたかという想像にも導かれる。なお、賀古氏はさらに、そうした物部氏の「阿遊陀扶理」が正月七日節に歌われる理由を、「御弓奏」「青馬奏」という「武ノ奏」が行われるこの節が「武ノ賀」の性格を持つことに求めている。

②七日の節会と「あゆだぶり」

内裏式の「七日会式」によれば、七日節には、兵部省による御弓の奏、叙位、左右馬寮による青馬の引き回しがあり、続いて宴に移る。

訖内膳司（各着当色）。益供御膳（左右各五人）。近仗典

語訖

ところで、『全譜』に「」の歌詞中に、石の上・布留・高橋などの地名があり、これによれば、石上系統の歌曲で、アユダというは、姓氏録にいうところの鮎田であろうか。この系統には、高橋の連もある」と言い、賀古明「阿遊陀扶理」攷（『琴歌譜新論』所収）にも、「高橋」「石上布留」という歌詞や物部氏とその保持した歌謡の考察から、「阿遊陀扶理」三首を「物部氏族内で生育し、保存され、伝承された歌謡である」と説いて興味深い。ありうることであろう。またそこからは、『全譜』の説のように「あゆだ」が明日香の小治田辺の地名だったとすれば、「石上同祖」の小治田氏が、「あゆだ」の地で石上氏（物部氏）の伝承歌謡を伝えており、それが歌曲名の由来となつたかという想像にも導かれる。なお、賀古氏はさらに、そうした物部氏の「阿遊陀扶理」が正月七日節に歌われる理由を、「御弓奏」「青馬奏」という「武ノ奏」が行われるこの節が「武ノ賀」の性格を持つことに求めている。

訓読

大帶日子天皇皇后、尾張國孕任。忽焉臨產、以使者奏。天皇即時遣使者召上。到春日穴杭邑、所生王子（稚帶日子太子）。天皇大歡喜、即歌者。  
(この縁記は、原文では歌詞と歌譜の間に位置している)。

（供膳訖坐。群臣亦同）。主膳監益供東宮饌。大膳職益送群臣饌。一餉之後、吉野國柄獻御贊（若有蕃客、不奏歌。他皆效之）。奏歌笛。及大歌立歌人等、奏歌如常（或不必召。若有蕃客、亦不奏。他皆效之）。（括弧は割注の部分）配膳、一餉之後、吉野の国柄奏があり、その後で大歌奏が雅楽寮の立歌とともに行われた。「あゆだぶり」は大歌所の歌人たちによって、そのときに奏されたであろう。歌詞の内容は、御弓の奏や青馬の引き回しには関係しない。

縁記

大帶日子天皇皇后、尾張國孕任。忽焉臨產、以使者奏。天皇即時遣使者召上。到春日穴杭邑、所生王子（稚帶日子太子）。天皇大歡喜、即歌者。

卷向日代宮——景行天皇の皇居。「13余美歌」の縁記の「語訣」

の項に既出。

大帶日子天皇々后——「大帶日子天皇」は景行天皇。「13余美

歌」の縁記の「語訣」の項に既出。その皇后は、八坂之入

日亮命（景行記）。意富阿麻比亮（尾張連の祖、崇神天皇の皇后）の孫、八坂之入日子命の子。景行紀四年二月条に、美濃に行幸し八坂入彦皇子の女、八坂入媛を喚して妃としたことを言う。また、媛は七男六女を生み、その第一子が稚足彦天皇であったとする。また同五十二年五月条に、皇后播磨太郎姫の薨去を記し、七月条に八坂入媛命を皇后としたと記す。

孕任——「孕 ハラム」「任 ハラム」（以上、名義抄）。「孕任

者、足以定。定則別之於群」（孕任する者は、足以て定む。

定まれば則ち此れを群より別ぐ」（玉燭宝典卷五）。

忽焉——たちまちに。「於是精移神駭、忽焉思散」（是に於いて

精移り神駭き、忽焉として思ひ散ず）（文選・曹植・「洛神賦」）。

産——出産する。「産 コウム」（名義抄）。

即時——そのときすぐに。「即時、更任那の為に一船を加々」（推

古紀三十一年十一月）。

春日——奈良市の市街地の東部。春日氏（もと和珥氏）の本拠で、允恭紀七年十二月条の「春日」の「櫟井」（歌詞の「語訣」の「みか井」の項参照）によれば、古く春日は天理市櫟本町付近をも含むほど広かつた。

穴杭邑——アナクヒノムラ。写本で「杭」の字は異体だが、「杭」と判じられる。「杭 クビ」（名義抄）。現在、奈良市に穴栗

神社（穴吹神社とも）。古市町穴栗にあるが、もとはその南の横井町にあった）があるが、アナクヒからアナクリに転訛したもので、遺称であるという（北谷幸朋「伊久里の社（巻一七一三九五二番歌）考」「美夫君志」五六、一九九八年三月）。

山辺の道に近く、横井町は櫟本の三キロほど北にあたる。なお、景行紀五十五年二月五日条に、  
以彦撫鷦鷯王、拜東山道十五国都督。是豐城命之孫也。然  
到春日穴咲邑、臥病而薨之。是時、東國百姓悲其王不至、  
竊盜王尸、葬於上野國。

とある。同じく景行天皇に関し、景行紀では八坂入媛命についての記事も「く」古い年紀にあり（「大帶日子天皇々后」の項参照）、「到春日穴咲邑」もほぼ同文である。一方は誕生、他方は死についての記事で対照的だが、あるいは二つの伝承の間に錯綜があったのかもしれない。

稚帶日子太子——後の成務天皇。「若帶日子天皇」(記)。「稚足

彦天皇」(紀)。

歎惡——喜ぶ。「惡」は「喜」の別体字(新字源)。あるいは、

「喜惡 上喜樂下惡好」(千禄字書)。

口語訳

景行天皇の皇后(八坂之入日売命)は、尾張国で妊娠なさつた。もうすぐ出産という時になり、使者を遣わして(大和の宮にいる)天皇に申し上げた。天皇はすぐに使者を遣わして召し上げなさったが、皇后は春日の穴杭の邑に着いたとき(王子(稚帶日子太子である)をお生みになった。そこで天皇は大いに喜ばれて、この歌をお歌いになったという。

考説

この縁記は直接には本歌の作歌事情を説明するが、以下の18・19にも関わる。本歌が天皇の問い合わせであるのに対し、18・19は皇后の答え歌であるという関係である。

ところでもし本歌を含む17～19が、先の考察のようにもともと櫻本付近の歌垣の歌であったとする、なぜ縁記に見るような景行天皇と皇后の伝承と結びついたのだろうか。四点ほど考えてみる。一は、櫻本と春日の穴杭の邑の近さ。景行天皇の纏向の日代の宮も近い。二に、「本来出るべき所ではない所に出

ている清水」という表現と、皇后が天皇の宮に到着する以前に途中の村で出産したということとの間に比喩の関係が見られたこと。三に、三首はもとから問答歌で、景行天皇と皇后の問答にあてはめやすかったこと。四に、19の歌詞に「杭をよろしみ」とあり、地名「穴杭」が連想されたこと。その他、あるいは最も大事な要因として、石上氏の歌謡が宮廷歌謡に取り込まれること。具体的な契機などもあったはずだが、もう今からはわからない。

(神野富一)

## ②「」は踊り字と見られる

歌詞

伊須乃可美 布留乃也末乃 久末可都米 无都万呂可毛之  
可都米 夜豆万呂可毛之 无都万之美 和礼許曾 許々尔  
天々平し 須美那

いすのかみ 布留の山の 熊が爪 六つまろかもし 鹿が爪  
八つまろかもし 瞳ましみ 我こそ ここに 出でて居れ 清

②「米无都」の三文字、右に補われている。

四  
百

伊須宇乃可下安美也 布<sup>レ</sup>流字キ<sup>ル</sup>乃夜方乃斗久万可川上  
米<sup>ミ</sup><sub>ム</sub><sup>ミ</sup>上 也 牟川万<sup>ミ</sup>上阿<sup>ア</sup>上呂可毛之<sup>リ</sup>斗 可<sup>シ</sup>引<sup>ク</sup>可川米<sup>ミ</sup>也<sub>下</sub>  
也川万阿<sup>ア</sup>呂可毛之<sup>リ</sup>斗 牟川万之<sup>ミ</sup>美<sup>ミ</sup>也 和礼<sup>ハ</sup>己<sup>ヒ</sup><sub>磐勞</sub>  
於<sup>シ</sup>曾<sup>コ</sup>己<sup>ヒ</sup>尔伊伊<sup>シ</sup> 伊弓<sup>イハ</sup>弓<sup>ハ</sup>乎於<sup>シ</sup>磐勞<sup>ハ</sup>上<sup>シ</sup>礼<sup>ハ</sup>也 須美川<sub>磐勞</sub>  
豆<sup>マメ</sup><sub>豆</sub>伊弓<sup>イハ</sup>弓乎礼 須美川 手廿二  
①「乃」は右に補われて いる。

歌  
い方

全十三句。一段の曲。囃子詞はヤ。囃子詞の位置は、前四ヶ所が、前歌及び後歌と同じ奇数句の終わりに位置している。また、3・4句と5・6句とが二句対をなし、さらに、歌詞の10・11句目を繰り返しているが、この形式も前歌・後歌と同様である。

る。譜中の符号として「上」「下」「小引」「即」「軽」の他に

「怒勞」<sup>（怒勞）</sup>が見られる。

### 語訳

いすのかみ——イスノカミはイソノカミに同じ。大和の地名で、「布留」にかかる枕詞。武烈即位前紀に「伊須能箇羅<sup>（伊須能箇羅）</sup> 布留を過ぎて」とある。万葉集には、イソノカミーフルで十例（3・四二二、6・一〇一九、7・一二五三、9・一七六八、10・一九二七、11・一二四一七など）がある。これは、『時代別』の「考」に指摘されるように、「ささなみの志賀」や「大伴の御津」などと同じく広い範囲から狭い範囲の地名を重ねる枕詞である。

布留の山——布留は奈良県天理市にある石上神宮の所在地として知られる。「布留の山」の例は、万3・四二二「石上布留の山なる杉群の思ひ過ぐべき君にあらなくに」の一例がみられる。他に「布留山」で三例あるが、内二例（万4・五〇一、11・二四一五——両首は小異歌とみられる）は、「をとめらが袖布留山の」とあり、フルに「振る」をかけている。よって「布留山」を実際の山ととらえている歌は、万9・一七八八「布留山ゆ 直に見渡す 京にぞ」の一例となる。『角川

日本地名大辞典29 奈良県』によれば布留山は、石上神宮東

方に比定される標高二六六メートルの山である。

爪——つめ。次のツマは、その交替形。

六つまろかもし 八つまろかもし——諸注「む十つま十ろ十か も十し」としている。『全譜』はそれを「六十爪十ろ（接尾語）十かも（詠嘆・助詞）十し（語勢によってつける）か」とする。「ろ十かも」については、「木幡の道に 遺はしし娘子 後姿は 小幡ろかも」（記42）「女鳥の 我が王の 織ろす服 誰が料ろかも」（記66）「日下江の入江の蓮花蓮身の盛り人羨しきるかも」（記95）「常なりし咲まひふるまひいや日けにかはらふ見れば悲しきるかも」（万3・四七八）「神ながら神さびいます奇御魂今をつに尊きうかも」（万5・八一三）などの例がみられる。このように、主に歌のなかで「ろ」は体言、形容詞の連体形をうけて「かも」に統く形で用いられることがわかる。本歌では、六つのか、八つのか、の意。『全譜』に、この二句を並べているのは、「熊と鹿の爪の数をあげて、ムツマロと同音のムツマシを引き起す序とすのだろう。』とある（『詳解』も同じ）。熊の爪が六つというは何を根拠にしているのかわからないが、この説には従つておく。

陸ましみ——打ち解けて親しく思う、の意。

我こそ ここに 出でて居れ 清水——我是、清水の自称。コソは係助詞で、ヲレ（已然形）に係る。

#### 口語訳

（石上の）布留の山の熊の爪は六つなのか、鹿の爪は八つなのか、その熊のつめのむつではないが、あなたを親しく思うので、私はここ（橋のつめ）に出でているのです。清水は。

#### 考説

本歌には歌曲名がないが、「歌い方」に触れたように、前歌及び後歌とともに17・18・19の三曲の囃子詞とその位置や、同じ「ここに いでおれ（る） すみづ」の句を持つことなどから同じ歌曲名と考えられる。本歌について、諸注は、前歌が清水に呼びかけた歌であるのに對して、清水が答えた形になっているという。それにしても本歌は、非常にユニークである。熊や鹿の爪の数を引き合いに出しているが、「ここに」という熊や鹿には布留山の聖獸のイメージは無い。前歌の「考説」にもあるように、これらの歌は本来歌垣の場で歌われた男女の掛け合いの歌である。「語訳」に触れたように、六→陸を引き出すのもわかるが、本歌には実は四度ツメが繰り返されている。「ツメ」について『字訓』に「端」「頭」「摘む」など閑連語が多い、となり「頭」は橋のたもとをいう。そのほどりの意とし、紀124、

催馬楽・竹河、万9・一七四三など歌垣歌を例にあげ、「橋のつめ」は歌垣などの行われるところ、とする。「これをみると、布留山の熊や鹿から山での歌垣も考えられるが、ツメを繰り返し出すことで、むしろ「ここ」は橋のたもとを指すのではないかと思われる。

（武部智子）

## 19 阿遊陀扶理（3）

### 歌詞

阿佐可利尔 奈世可止保理之 波之乃佐伎 久比乎与呂之美  
 可比乃延乃 都伎乎与呂之美 和礼許蘿許々尔 伊豆天平礼  
 須美都  
 朝狩に 汝兄が通りし 橋の前 桁をよろしみ かひのえの  
 つきをよろしみ 我こそここに 出でて居れ 清水

### 歌譜

阿佐アゾ阿ア丁ト可コ利リ伊イ丁ト尔ル也ハ奈ナ世衣セイ可コ安安止シテ於ウ  
 於保アヒ利リ之ノ伊イ伊イ波ボ之シ伊イ丁ト乃ノ佐サレレ阿ア丁ト伎ギ夜ヨ久ク比ビ  
 於ウ下シ於ウ与ヨ呂リ之ノ美ミ伊イ千チ可コ比ビ乃ノ江カ乃ノレレ也ハ夜ヨ川カワ伎ギ乎ヲ於ウ乙エ  
 与ヨ呂リ之ノ美ミ伊イ千チ於ウ礼リ己ヒ曾タメ於ウ波ボ也ハ己ヒ々タメ築ツク爾ル伊イ伊イ一イニ  
 伊イ天テ弓ム乎モ礼リ衣イフ夜ヨ須ス美ミ川カワ宇ヒコ伊イ弓ム乎モ手ハ出ス  
 須美川スミカワ万ミ之ノ依イム万ミ之ノ依イ茲ツ央ヨウ也ハ手ハ出ス

①写本では「伊」の上に「之」が補われている。

②「伊波」の右側に「己上三字□也」と表記されている。□は判読できないが「消」か（注記の上の三文字「伊伊伊」を消している）。

③※のしるしを付けた「上」は下（または上）の字から引き出した線がある（例：上<sup>ト</sup>）。 「10阿夫斯昌振」の「歌い方」

参照。この引き出し線は「11山口扶理」以降では省略されているが本歌でのみ見られる。これは引き出し線が特に多く「上」

「下」の符号の数が本歌では25ヶ所と、他と比べてかなり多いこととも関係するであろう。「11山口扶理」以降、歌譜の「上」「下」の符号の数は、「11・14・16・17・21」9個、「13・1個、「20」3個、「22」7個、「18」10個、「12」11個、「15」（歌譜なし）である。「上」「下」の数が多過ぎると判読しくいため念を入れて引き出し線を書いたものと思われる。

### 歌詞と譜詞の対照

1 あさがりに	あさがりに
2 なせがとほりし	なせがとほりし
3 はしのさき	はしのさき
4 くひをよろしみ	くひをよろしみ
5 かひのえの	かひのえの
6 つきをよろしみ	つきをよろしみ
7 われこそ	おわれこそ
8 ここに	はや
9 いでてをれ	いでてをれ

すみづ

いでてをれ

すみづ

ましぇまえし や

## 歌い方

全十三句。一段の曲。

「手」は「出四」とあるが、実際は三十一しかない（①「之」を含む）。歌譜の最後の囁子詞「ましぇまえしや」が二度繰り返されたと考へると「手」が三十四になり数が合う。

囁子詞は「や」「はや」「ましぇまえしや」。「ましぇまえしや」は「17」と同じだが、歌い方は異なつてゐる。「阿遊陀扶理」の中で「18」にだけ「ましぇまえしや」がないのは、一連の歌

の歌い終わりを意味する囁子詞であつたからであらう。「17」が問いかけ、「18」「19」がそれに答えた歌と考へられるので、「18」は「19」に統くという意味で囁子詞「ましぇまえしや」を持たないのである。賀古明氏は「17・19の歌譜から判断すると、あえて区切るならば『マシエ』で区切るのが適当かと思われるが、それ以上のこととは不明」としている。

また、歌詞「われ」が歌譜では「おわれ」と表記されている

のは、歌う際の発音の仕方を示したものと思われる。「卒短留」

は「にはかに短く留める」か。手の位置は「17」と似てゐる。

## 語駆

朝狩に——あさがりに。「阿佐可利」の「可」は琴歌譜において清濁両用されている。仮名書き例は万葉集の東歌（14三五六八、防人歌）に「安佐我里」が一例ある。

汝兄が通りし——親愛なるあなたが通つた。「汝兄」は男性への親称。妻から夫、または弟妹から兄に対して呼ぶ語。『全講』『全集』は「なせか」と訓んでゐる（「か」は疑問の係助詞）。

橋の前——橋の前方。本歌の「橋」は「17」の「高橋」を指すのである。『全講』は「高橋の先で、川に出でている」と「ろ」とする。

杭をよろしみ——杭がよろしいので。名義抄に「杙・杭クビ」とある。「阿遊陀扶理」の縁記には「春日の穴杭邑」とあり、「杭」との関連が見える。「こもりくの 泊瀬の川の 上つ瀬に い杭を打ち 下つ瀬に ま杭を打ち い杭には 鏡を掛け ま杭には ま玉を掛け ま玉なす 我が思ふ妹も 鏡なす 我が思ふ妹も（後略）（万13・三二六三、記90）のように、「斎杭」「真杭」を打ち、川で祓えを行つた。

本歌の「杭」は「こ」の「高橋のみか井」の周りの杭を指

すのであろう。竹（小竹）等の杭と思われる。「2歌返」で御井に小竹を植える様を歌うが、その「小竹」も井杭（音杭）であったか。古事記中巻にも「小竹の丸杖」とある。『堰代築く川俣江の菱茎の刺しけく知らに』（紀36）記44も類似の歌謡で、これは女性を占有したことという。この歌の『古代歌謡全注釈』の注には「井杭で、湧き水や川の水を汲む水汲み場（井という）の岸が崩れないように杖を打ったものをさすが、大きな川や池の堤に杖を打って、水が流れ出すのをせきとめたものにも用いる。ここは後者」とある。

「よろしみ」はよろしいので。好ましく立派なので。「ヨラシとともに寄ルから生したものとされる。原義はすべてのものが寄り備わって足りてゐる意とも、寄りたくなるようなさまともいわれる」（時代別）。

かひのえの——未詳。「峡俗云、山乃加比。山間険處也」（和名抄）。「上」の表記は「うへ」なので「かひのえ」を「峡の上」とするには無理がある。あるいは峡の江か。『大系』と『集成』は「かひ」を「匙」としている。「匙」は長い柄の付いた杓子。そうすると本歌では「高橋のみか井」の清水を汲むのに使われる道具ということになる。清水に触れる物が良いので、という意になり、前句の「杭をよろしみ」と対

になり、共に清水に関係するものを褒め称えているというこ

とになる。

つきをよろしみ……「つき」は未詳。つきがよろしいので。道具の具合が良い様を言つてゐるのか。「つき」は他に「付き」「斎き」「築き」「漬き」「楓」「月」「杯」などもあり、あるいは掛詞か。「一茲都歌」にも「斎き余す」とある。歌垣での歌とすれば、男女の仲を表現したものと考えられる。我ここに出て居れ清水——私はここに出てゐるのです。私、清水は。「18」と同じ歌詞を繰り返している。

#### 口語訳

朝狩にあなたが通つた橋（高橋）の前にある、神聖な井戸の杭がよろしいので、かひのえのつきがよろしいので、私はここに出てゐるのですよ。私、清水は。

#### 考説

阿遊陀扶理に付されている縁記によれば、皇子の誕生を喜んだ天皇が17で問い合わせ、18・19で皇后がそれに答えた歌となり、男女の恋愛の歌とするこれまでの阿遊陀扶理三首の歌の解釈と縁記の内容とが異なっている。17の「縁記」の項参照。なぜ17・19の歌を出生譜としても捉えることが可能なのか、その理由として次のように推測できる。

縁記が付された時点では、18・19で「われこそ」に出でて「居れ」と繰り返し力強く強調している「われ」とは皇子自身のことと理解されていたのではないだろうか。ただし、生まれたばかりの皇子が答えたとは考えられないので、18・19は母の皇后が皇子に代わって次のように答えたものであろう。いろいろな良い要素（19の「つきをよろしみ」も産み月の「月」を連想させたものか）が重なったために、本来生まれるべき所（宮）ではなかったこの場所で私は出生（出でて居れ）したのですよ、と。本来は男女の問答歌であった古歌が、後世になってその出生譜と結びついたのである。

なお、18・19で「われこそ」と強調し、縁記に「王子（稚帶日子太子）」と記される皇子は、後の成務天皇（『紀』）では百七才の長命であつたとされている）のことである。

（田中裕恵）

## 20 酒坐歌（1）

### 歌詞

許乃美伎波 和可美支奈良須 久之乃可美 止許与尔伊万須

伊波多々須 々久奈美可美乃 止余保支 保支毛止保之 可无

保支 保支久留保之 万川利己之 美伎曾 阿佐須乎西 佐佐

①踊り字「」が書かれている。

②③番号のほほこの位置に「」がある。これは「保支」の繰

返しを意味しているのだろう。

この御酒は 我が御酒ならず くしの司 常世に坐す 石立た

す 少御神の 豊寿き 寿き廻し 神寿き 寿き狂はし 献り

来し 御酒そ 浅さず食せ ささ

### 歌譜

許能美吉伊波内 和可美伊吉奈良受 久志能  
 可阿美等許余等ム迹 伊万須伊波多太阿須  
 須久奈阿美可味能 ム之夜 等余保於吉 保於  
 吉ム茂於止保之 ム之夜 可无保於吉 保於  
 吉ム久流保之 ム志夜 ワ都理伊許於之 美  
 吉叙於阿佐受遠西 佐阿佐阿 阿佐受遠ム西亞  
 夜 手曲八

- 「於」は右横に小さく書かれている。
- 「伊」は小さく補われている。
- 「保於古」の三文字は右横に補われている。

### 歌詞と譜詞の対照

1 このみきは	このみきは
2 わがみきならず	わがみきならず
3 くしのかみ	くしのかみ
4 とこよにいます	とこよムにいます
5 いはたたす	いはたたす
6 すぐなみかみの	すぐなみかみの
7 とよほき	とよほき
8 ほきもとほし	ほきムもとほし
9 かむほき	かむほき
10 ほきくるほし	ほきムくるほし
11 まつりこし	まつりこし
12 みきそ	みきそ
13 あさずをせ ささ	あさずをせ ささ

## 歌い方

全十四句。一段の曲。最終句を繰返す。離子詞は「しゃ」「さ」「や」で、いずれも次の「21酒坐歌」と共通する。「丁」以外の符合が少ない。「ム」が七カ所。他に「先上後下」が見られる。

## 語訳

酒坐歌——サカクラノウタ。「酒坐」で「酒宴・酒席」と同じく酒もりの席の意（新字源）。「坐」は「座」と同義語。「神樂」が「神座」の約と言われるよう、「酒坐」と解する。

『記』では「酒樂之歌」となっている。

なお、写本では「酒坐歌二」の文字のすぐ上に「十六日節」の文字があり、この20の歌および続く21の歌が「十六日の節会」（踏歌の節会）で歌われたことを示している。この御酒は——このお酒は。この宴の場に出された酒をいつものと考えられる。

豊寿き 寿き廻し 神寿き 寿き狂ほし……大いに寿いで酒を

めぐらせ狂わせて、よく醸した、の意。「豊」「神」はともに美称の意の接頭語。土橋寛氏『全注釈古事記編』が言うように、「廻し」「狂ほし」はともに他動詞で、少御神が酒饌のまわりで踊って寿き、酒をめぐらせ狂わせて大いに発酵させる過程をいう。続く21の歌には「歌ひつつ 酿みけれかもし

は大己貴命と協力して天下を經營し、病を直す方法を定めたとある。「酒は百薬の長」と言うように、少御神が薬神であるところから、この酒を作った神として酒坐歌に歌われているのだろう。「加美」（記39）「加羅」（紀32）のミは甲類なので、神（乙類）ではなく、首長・司の意。

常世に坐す——常世の国にいらへしやる。少彦名命は大己貴命の国作りを助けた後に常世の国に帰つていったとある。

石立たす——石としてお立ちになつて。少御神の枕詞的な修飾語。自然石を少御神として崇拜した、石神としての少御神をさす。能登国能登郡に「宿那彦神像石神社」（『延喜式』神名帳）がある。

少御神の——少御神が。記紀神話に出ている神。大己貴命と協力して天下を經營し、神代紀には病を直す方法を定め、虫害・鳥獸など農害を払う方法を定めたとある。

我が御酒ならず——私の作ったお酒ではありません。「……ハワガ……ナラズ」と歌い出す、物讀めの歌の定型。くしの司——靈妙なる首長。クシは「奇し」（形容詞）で、神代紀上には「吾是汝之幸魂奇魂也」の例や「奇羅田媛」の例がある。また、神代紀一書の第六には少彦名命（少御神）

舞ひつつ 酿みけれかもし」とあり、少御神が舞い踊って酒を醸したことが歌われている。

献り来し 御酒そ——献上してきたお酒であるよ。

浅さず食せ——少しとは言わず、盃の深い所までたっぷりと飲んで下さい。

「浅さず」は「浅す」(四段動詞)の否定形。盃の中の酒を、浅くなく盃の深い所まで飲んで下さい、といふ

意になるかと思われる。

ささ——囁子詞。祝語と勧める意の両方を兼ねたもの。この「さ

さ」は歌詞にもあるので、単に囁すだけでなく「天人扶理」

の「いなゑ」のよう、意味のある歌詞と考えられる。「厚

頤抄」が「今の俗にも、物を強る時、佐々と云へば、其義か」

とし、「集成本」が「勧める意の感動詞」とするように酒を

勧める意と、「全注釈日本書紀編」に「どうように、紀15の「幾

久 幾久」と同じような祝語の意を合わせ持つものではない

だろうか。続く21の歌にも「ささ」があるが、これは『厚頤

抄』が「みづから、きこしめさむとの詞とも云べきか」とし、

『集成本』が「受ける側も同じ言葉を反復するためである」

とするように、同じ詞を受けて返す答歌の立場から囁子詞を

対応させて歌ったものと思われる。

## 口語訳

このお酒は私が醸したものではありません。靈妙なる首長で常世の國にいらっしゃる、石としてお立ちの少御神が、大いに寿いで酒をめぐらせ狂わせて、よく醸して献上してきたお酒ですよ、盃の深い所までたっぷりと飲んで下さい、ささ。

## 考説

### ①記紀歌謡との比較

同一歌謡である記39・紀32と琴20との歌詞を比較してみる。

記39

紀32

琴20

この御酒は

この御酒は

この御酒は

わが御酒ならず

わが御酒ならず

わが御酒ならず

くしの司

くしの司

くしの司

常世に坐す

常世に坐す

常世に坐す

石立たす

石立たす

石立たす

少御神の

少御神の

少御神の

神寿き

神寿き

神寿き

寿き狂ほし

寿き狂ほし

寿き狂ほし

豊寿き

豊寿き

豊寿き

寿き廻し

寿き廻し

寿き廻し

神寿き

神寿き

神寿き

献り来し

献り来し

献り来し

御酒そ

御酒そ

御酒そ

浅さず食せ

—— 浅さず食せ

さわ

—— 浅さず食せ

さわ

異同は記39のみ、「豊寿き 寿き廻し 神寿き 寿き狂ほし」の対句が入れかわっている。琴20の譜詞のはうは囃子詞「しゃ」が伴い、「浅さず食せ」が繰返されている。

## ②酒を勧める歌

琴20・21は一組で勧酒歌・謝酒歌である。琴20の歌は、記紀では神功皇后が皇太子である応神天皇のために祝福して歌ったものである。琴20の縁記は紀32の本文と同じ内容で、角鹿より還った太子のために、皇太后が大殿で宴を催し歌つたとある。まさに宴の酒宴歌謡であると言える。

琴歌譜において、正月元日の「14字吉歌」、そして七日の「17、18、19阿遊陀扶理」とともに宴の酒が歌われている。「14字吉歌」では酒器を持つ乙女が歌われ、「阿遊陀扶理」では「清水」がこの場に出て来たことが繰返され、その「清水」は宴の酒を思させる。統いて十六日の「20、21酒坐歌」になり、宴は十六日において最高潮に達したものと考えられる。

日本書紀の正月記事を見ていくと、天武紀五年から十六日の記事が出てくる。その内容は、持統紀七年の踏歌の記事以外は宴の記事で、「諸王卿・百官の人等・公卿」に「賜宴・食賜・

娶」などと見られる。また、七日（節）では「群臣（群卿・公卿）」や「親王・諸王」「親王以下及群卿」（天武紀十二年）と

いう官位の者に限って宴に招かれているが、十六日では「百官（百寮）の人等」や「公卿以下、至初位以上」（持統紀六年）というように幅広い官位の者が招かれたようである。内裏式、儀式には十六日踏歌式（踏歌儀）の次第が出ている。内裏式には儀式と同じ内容で、

今日<sup>造</sup>正月望日乃豊樂聞食<sup>在</sup>。故是以踏歌見。御酒食<sup>在</sup> 恵良伎。退<sup>主</sup>為<sup>主</sup>御物給<sup>主</sup>宣。〔中略〕訖供食。勅使宣命 令拜舞謝酒。<sup>仕合祭</sup>（内裏式）

とある。これらのことから一月十六日には、百官に盛大に酒がふるまわれたことが分かる。

## 縁記

### 酒坐歌二、縁記

日本記云、磐余稚櫻宮御宇息長足日咩天皇之世、命武内宿称、從品陀皇子、令拜角鹿旨飯太神。至自角鹿、是日、皇太后、宴太子於大殿、皇太后舉觴以奉于太子、因以歌之。

①底本には「足」となっている。

②③「太」が右横に補われていて。

## 訓説

## 酒坐歌<sup>よし</sup>二の縁記

日本記に云く、磐余稚桜宮に天の下治らしめしし息長足日咩天皇の世に、武内宿祢に命せて、品陀皇子に従ひて、角鹿の筋飯大神を拝みまつらしめき。角鹿より至りまししに、是の日皇太后、大殿に太子を宴したまひ、皇太后鶴を挙げて太子を寿きたまひ、因りて歌ひたまひきといへり。

## 語訳

日本記——日本書紀をさす。

磐余稚桜宮——イワレノワカザクラノミヤ。神功撰政三年条に「磐田別皇子を立てて、皇太子としたまひ。因りて磐余に都つくる。是をば若桜宮と謂ふ。」とある。奈良県磯城郡。

武内宿祢——タケシウチノスクネ。景行朝から仁德朝にかけて活躍、三百歳もの長寿を保つたとされる。神功皇后の三韓遠征を助けた。

息長足日咩天皇——オキナガタラシヒメノスマラミコト。摂津國風土記逸文に「息長足比売の天皇」と天皇称号で見えている。応神天皇（品陀皇子）の母で、神功皇后。

品陀皇子——ホムダノミコ。応神天皇。神功撰政三年正月条に「磐田別皇子を立てて、皇太子としたまひ」とある。

角鹿筋飯大神——ツヌガノケヒノオホカミ。福井県敦賀市氣比

神宮の神。角鹿は古代大陸交渉の要地の一つ。

## 口語訳

日本書紀にいう、磐余稚桜宮で天下をお治めになつた息長足日咩天皇の御世に、武内宿祢に命じて品陀皇子に従わせ、教質の筋飯大神にお参りさせた。教質から還られたこの日、皇太后は太子のために大殿で宴会を催され、盃をささせて太子を祝福し、歌われたという。

## 考説

酒坐歌、縁記ともに、神功撰政十三年二月条とほぼ同様の記事になっている。仲哀記も近い内容の記事である。縁記と紀を比較してみる。

十三年春二月丁巳朔甲子、命武内宿祢、從太子令拝角鹿筋飯大神。癸酉、太子至自角鹿。是日、皇太后宴太子於大殿。皇太后譽鶴以寿于太子。因以歌日……（日本書紀）

## 琴にない文字

これにより、酒坐歌の縁記は日本書紀をそのまま抜き書きしているような感じを受ける。

なお、縁記は、十六日節の最後「22茲良宣歌」の歌譜の次に「酒坐歌二縁記」と「茲良宣歌縁」をまとめて載せている。

（福原佐知子）

## 21 酒坐歌（2）

### 歌詞と譜詞の対照

#### 歌詞

許乃美支乎 可美介无比止波 曾乃川々美 宇須尔太天 宇太  
 比川々 可美介礼可毛之 末比川々 可美介礼可毛之 己乃美  
 支乃 安也尔 宇太々乃之 佐々  
 この御酒を 酸みけむ人は その故 白に立て 歌ひつつ 酸  
 みけれかもし 舞ひつつ 酸みけれかもし この御酒の あや  
 に うた楽し ささ

①「乃」は右側に傍書。

#### 歌譜

己能美枳 伊遠アヤ 可美祁 亞牟比度波アヤムヒドボ 錦乃都豆 宇見カイ 伊  
 宇須アシキ 通多堤タマツチ 牟志アマシ 伊夜アヤ 万比アマヒ 都宇都力宇 可美祁 牟礼衣  
 ム礼衣智毛志アマヒシマシ 牟志アマシ 伊夜アヤ 許乃美アヤ 伊支アシ 夷能アヤノ  
 伊アヤ 宇太アタ 乃アシ 志 佐阿阿阿阿佐アサアアアア 阿阿アア 宇多アタ 乃アシ 无志アシ  
 夜アヤ 手曲アマツク

- ①「伊」は見せ消。
- ②③「」は踊り字。

#### 歌い方

全十二句。一段の曲。最終句を繰り返す。囃子詞は「しゃ」「ささ」「や」。休止符号の「丁」と母音の繰返しが比較的多いほかは、「上」「下」などの記号もなく、「力」が三カ所、「引」が一カ所見えるだけである。「力」は、他には「22茲良宣歌」に三カ所見える。その意味について、林謙三『雅楽』には「了」

1 このみきを	このみきを
2 かみけむひとは	かみけむひとは
3 そのつづみ	そのつづみ
4 うすにたて	うすムにたて ムしや
5 うたひつつ	うたひつつ
6 かみけれかもし	かみけムれかもし ムしや
7 まひつつ	まひつつ
8 かみけれかもし	かみけムれかもし ムしや
9 このみきの	このみきの
10 あやに	あやに
11 うただのし ささ	うただのし ささ うただのムし や (ムはm音を示す)

解に苦しむ語」とし（五六六頁）、宇佐見多津子「琴歌譜の基本的事項に関する考察」（『学習院大学国語国文学会誌』六）には、「火」「火急」。テンポの早いことをいう」と同じかとする。

20の歌譜との比較を記す。句数は20が十四句で二句多いが、

歌詞の構成の上で20の第3～6句と21の第3・4句が対応する。そこで仮に20の第3・4句を省略すると、両曲で句数もそろい、また構成も対応を示す。のみならず、両曲の対応する句と句は、節回しを示す符号・「丁」・母音の繰返しにおいて、異同もあるが類似もする。たとえば、両曲の対句の部分を示す

と（略号は13「余美歌」の「歌い方」の項参照）

20 第7句 ○○一〇一一丁〇一

第8句 ○一〇丁ム〇一一〇〇〇丁 ム〇一〇丁

第9句 ○〇一〇一 一〇一丁

第10句 ○一〇丁ム〇一丁〇〇〇丁 ム〇一〇丁

21 第5句 ○〇〇一〇一丁〇一丁

第6句 ○一〇〇ム〇一〇〇〇丁 卍〇一〇

第7句 ○〇一〇一〇カ一

第8句 ○一〇〇丁牟〇一〇〇〇丁 无〇一〇丁

（ム・牟・无はいずれも母音を示す）

のことくで、特に20の第8・10句、21の第6・8句は四句ともがよく似た歌い方をしていることがわかる。また、両曲の雑子詞とその位置は等しく、「手」の数や位置においてもよく似ている。結局、この一組の歌は似た歌い方をしたらしい。

#### 語釈

この御酒を……前歌の歌い出し「」の御酒は」に対応する。

醸みけむ人は……醸した人は。「けむ」は過去の推量。

その鼓……「鼓」は円筒形の胴の両側に獸皮を張った打楽器。

「鼓 都々美」（和名抄）。

臼に立てて……鼓を臼として立てて。「鼓を臼の辺りに立てて置

て打つ」（古事記伝）、また「鼓を臼のように立てて。それ

を鳴らしながら歌い踊ること」（大系本『古代歌謡集』）と

いう二様の解が主に行われているが、そうではなく、文字

通り鼓を臼として立てて、それで酒を醸すという表現であ

ろう。だからこそ述部に「醸みけれかも」と疑問の表現が

とられる。現実にはありえないことをいって酒の出来ぐあ

いを讃えるのである。「鼓の胴が中くぼだから、それを立てて臼にする」というのである。楽器を臼としてで、陽気なあ

りさまをえがく」（『記紀歌謡集全譜』）という解が近い。臼で酒を醸したことは、応神記に、

又、吉野の白椿の上に横臼を作りて、其の横臼に大御酒

を醸みて、其の大御酒を献りし時に、口鼓を擊ちて、伎を為して歌曰ひしく、

白椿の上に 横臼を作り 横臼に 醸みし大御酒 う  
まらに 聞こしもち食せ まろが父  
此の歌は、国柄ら大贊獻る時々、恒に今に至るまで歌ふ  
歌ぞ。

と見える（応神紀にも類似の記事がある）。

歌ひつつ 醸みけれかもし——歌いながら醸したからであろうか。「けれ」は過去の助動詞、「か」は疑問の助詞、「も」は詠嘆の助詞、「し」は指示強調の助詞。貞觀儀式卷三「踐祚大嘗祭儀中」に「造酒童女先春御飯稻、次酒波等共不易手且春且歌（歌詞當時制之）」とあり、古事記伝にこれを引いて

「稻を春く時の事なれど、醸時も准へて思ふべし」という。舞ひつつ 醸みけれかも——舞いながら醸したからであろうか。この歌舞の意味については、古事記伝に、「大嘗会の、稻春歌など皆其事を祝てよめれば、酒醸時の、歌舞も其の酒を祝称へけむこと准へて知るべし」という。鼓を臼として立て、それで調子を取りながら歌舞するという想像。そうして酒を讃めたたえればよい酒ができると考えられたの

だろう。

あやに——不思議なくらい。非常に、驚きを含む感嘆の声であるアヤに助詞ニが付属した副詞。

うた樂し——無性に楽しいよ。タノシは「15片降」に既出。古代の歌では酒宴の歌に多く用いられている（参考、佐竹昭広「意味の変遷」、「万葉集抜書」所収）。飲酒によつてもたらされる、やわらぎ昂揚した気分をいう。なお、歌譜の最終句「うただのムシヤ」の語構成は、ウタダメナシヤ（囃子詞）とも考えられるが、20の最終句との対応を重く見て、ウタダメナシヤ（詠嘆の終助詞）と解した。

ささ——栄やしつつ相手を促すという両義をかねた、酒宴の場にふさわしい囃子詞か。前歌の「語釈」参照。

#### 口語訳

この御酒を醸した人は、その鼓を臼として立てて、歌いながら醸したからだろうか、舞いながら醸したからだろうかね、飲むと不思議なくらいひどく楽しいよ、ササ。

#### 考説

##### ①記紀歌謡との比較

同一歌謡である記40・紀33と本歌との歌詞を比較してみる。



給うらりだゆう

いたきましたよ

(山人衆の歌)

みゆさいぬ

御神酒

はやしばどう 世ば穏うりい

みゆさい(粟か)の御神酒を

うやぎみゆさ なゆ

富裕のみゆさ(粟酒)を

はやしばどう 世ば穏うりい

みゆさい(粟か)の御神酒を

(給仕人の歌)

中皿ぬ 御神酒

中皿の御神酒を

はやしばどう 世ば穏うりい

中皿の御神酒を

うやき中皿 なゆ

富裕の中皿をなお

ふあやしばどう 世ば穏うりい

中皿の御神酒を

(山人衆の歌)

思い吸い吸いぬ

中皿の御神酒を

甘さ香さよんな

中皿の御神酒を

(給仕人の歌)

いらよう 甘さ香さ よんな

中皿の御神酒を

ああ おいしく香はしいこ

中皿の御神酒を

とよ ヨンナ

中皿の御神酒を

給仕と山人衆(御嶽の氏人)が掛け合いでにぎやかに歌って

いく歌だが、儀礼の宴の中で歌われ、「この神酒」と言い出し、

酒を神授のものとし、また酒の味を讃める点などが「酒坐歌」

と似通う。神酒を囁せば豊年になるという思想が繰り返し歌われている。「酒坐歌」も神授の酒を囁すことによって、「あやうただのし」という幸福な状態がもたらされるとするので、正月の儀礼で得られるそのような幸福は、個人的な満足に止まることなく、世の榮え・豊饒にも通すると考えられていたろう。なお、八重山の「神酒の囁し」の歌については、中村信之「八重山の豊年祭における儀礼歌」(高阪薰編『沖縄の祭祀』所収)に、八重山各地の歌が比較考察されている。

### ③踏歌の節会と酒坐の歌

内裏式の「十六日踏歌式」の条に、

早旦、天皇御豊楽殿、賜宴次侍從以上。……一盞之後、吉

野国柄於儀鸞門外奏歌笛、獻御質。及大歌立歌人等參入、

奏歌如常(若有蕃客並不奏)。訖宮人踏歌出自青綺門。

……

とある(貞観儀式もほぼ同じ)。琴歌譜成立のころには、そうして十六日の早朝の宴で、国酒奏に続く大歌奏において「酒坐歌」二曲は歌われていたのだろう。

また、内裏式によれば、宴で大歌・立歌の奏が終わった後で

踏歌が行われる。日本書紀・統日本紀にみると、正月十六日は天武・持統朝ころ節日として定まり、群臣への賜宴をその内容

としていたが、そこへ聖武朝ころから日本人による踏歌が加わり、やがて踏歌の節会として成立していったらしい。倉林正次氏が、「踏歌節会のはじめは、その十六日節日の意識の成立した初期にあっては、踏歌行事を基礎としたものではなく、盛大な初春の宴饗の日として出発したのである。踏歌節会の踏歌行事は、その正月祭りの宴の基盤の上に花を開いたのである」(『饗宴の研究』(儀礼編)二八二頁)というとおりであろう。宴は踏歌よりも古く、従つて内裏式の次第は、宴に踏歌が後から加えられたそのかたちを示しているといえる。宴で歌われた「酒坐歌」の内容に踏歌の行事が反映していない理由もそこにある。一度目の宮人踏歌の後の宣命に、

今日は正月望日の豊楽聞こし食す日になり。故に是を以て踏歌を見る。御酒食へ、ゑらき、退くとしてなも御物給はくと宣りたまふ。(内裏式)

とある。十六日節の宴と踏歌が関係づけられているが、「正月望日の豊楽聞こし食す日」「御酒食へ、ゑらき」という中に、十六日節のもともとの意義は現れてしよう。つまり、もう一つの元旦である正月望月の日(その早朝)に、御酒をいただき、笑い興じて新年を祝うのである。「酒坐歌」は、踏歌の節会のその部分にこそ結び付いている。

## 歌詞

阿志比支乃 夜万多乎豆久利 夜万多可良（一説云也万多可美）

志多比乎和之西（一説云布須世）志多止比尔 和可止布豆方

志多奈支尔 和可奈久豆方（一説云可多奈支尔 和可奈久豆方）

許曾許曾伊毛尔 夜須久波多布例

あしひきの 山田をつくり 山田から（一説に云ふ 山高み）

下搾をわしせ（一説に云ふ ふすせ） 下問ひに 我が問ふ

妻 下泣きに 我が泣く妻（一説に云ふ 片泣きに 我が泣く妻） こそこそ妹に 安く肌触れ

①「多」は右側に小さな文字で補われている。

②以下の「一説云…」は小さく二行に書かれている。

③「和」は左側に補われている。

## 歌譜

阿志<sup>ノ</sup>上比幾<sup>ノ</sup>能<sup>ヲ</sup> 夜万多<sup>ノ</sup>乎<sup>ヲ</sup>久利<sup>ヲ</sup>伊移夷<sup>ヲ</sup>伊<sup>ヲ</sup>

移伊移移レ<sup>ヲ</sup> 夜万多<sup>ノ</sup>何良<sup>ヲ</sup>阿<sup>ヲ</sup> 志夷太備<sup>ヲ</sup>ム<sup>ヲ</sup> 平和試<sup>ヲ</sup>世<sup>ヲ</sup>志<sup>ヲ</sup>

太止比夷爾伊<sup>ヲ</sup> 和<sup>ヲ</sup>阿我<sup>ヲ</sup>止於<sup>ヲ</sup>布<sup>ヲ</sup>都<sup>ヲ</sup>志<sup>ヲ</sup>多奈伎<sup>ヲ</sup>伊<sup>ヲ</sup>爾移<sup>ヲ</sup>

和<sup>ヲ</sup>我<sup>ヲ</sup>奈<sup>ヲ</sup>阿久都<sup>ヲ</sup> 試<sup>ヲ</sup>夜<sup>ヲ</sup> 己受字字已於<sup>ヲ</sup>曾<sup>ヲ</sup> 己受已於<sup>ヲ</sup>

於於於於於於於於曾伊母尔伊移伊夜須宇久波ム太布字礼  
亞亞亞夜須宇久波太布礼手出八  
に於ける二・三の問題 参照)。

## 歌詞と譜詞の対照

1 あしひきの

2 やまだをつくり

3 やまだから

4 したびをわしせ

5 したどひに

6 わがとふつま

7 したなきに

（かたなきに）

8 わがなくつま

9 こそこそ

10 いもに

11 やすくはだぶれ

あしひきの

やまだをつくり

やまだから

したびムをわしせ

したどひに

わがとふつま

したなきに

（かたなきに）

わがなくつま

こそこそ

いもに

やすくはだぶれ

こずこそ

こすこそ

いもに

わがなくつま

しや

こすこそ

いもに

わがなくつま

しや

わがなくつま

こすこそ

いもに

わがなくつま

しや

## 歌い方

全十三句。一段構成。5・6句と7・8句が二句対をなす。  
囃子詞はシヤ。囃子詞のあと、9句目と10句目を繰り返す。シ  
ヤを境に、調子を変えているか（島田晴子「琴歌譜の構成につ  
いて」参照）。また歌譜中の「カ」は、琴21にも見られる。「力  
を入れるとこう」をいうか。

## 語訳

茲良宜歌——シラゲウタ。本歌と同歌とみられる歌が記紀両書  
に載る。両書共に木梨之經太子の歌と伝えていて、記78の後  
に「志良宜歌」とある（「若説」参照）。歌曲名については、  
①後挙歌・尻上げ歌（本居宣長説など）②新羅歌（土田杏村  
説など）③精米歌（木本通房説など）に大別される。①はシ  
リアゲウタの「リ」の狭い母音である「一」が脱落したと考えられる  
もの。③はシラグが精米する意で、その名詞形シラゲナウタ  
とされるもの。しかしこれでは歌曲名の意味として、歌の内  
容と合わない。特に最後の句「安く肌触れ」は、精米とどう  
結びつか理解しがたい。ここは通説に従つて①とし、「歌  
い方」に触れたように囃子詞シヤを境に後の部分を調子を上  
げて歌う歌い方をいう歌曲名とするのが妥当であろう。

あしひきの——枕詞。山や、峰にかかる。語義・係り方は未詳。

アシヒキのキは甲乙両類の用例がある。本歌においても、歌  
詞は阿志比支（甲）乃で、譜詞は阿志比幾（乙）能と二種あ  
る。「時代別」の【考】によれば、「キ甲類の使用例は人麻呂  
集など万葉の中期以降にしか見られない。それは、この語の  
意味がすでに不明になっていたのを、人麻呂の時代に新たな  
解釈によって語形が変えられたということなのではないか。」

といい、より古いキ乙類についても語義は不明とする。琴歌  
譜においては、既にキの甲乙の区別は失われているが、この  
譜詞の用例はキ（乙）である。また小異歌とされる記78・紀  
69は、共に紀（乙）である。これを考え合わせると本歌にお  
いては、譜詞に古い用字を残しているといえる。

山田を作り——「山田」は、山を切り開いて作った田、山間の  
田。「あしひきの山のとかけに鳴く鹿の声聞かすやも山田守  
らす児」（万10・二一五六）。

下槌をわしせ——「下槌」は、地中に埋めて水を通す木製の槌。  
暗渠。「水鳥の鴨の住む池の下槌無みいぶせき君を今日見つ  
るかも」（万11・二七二〇）。「わしせ」は、走らせる、通ら  
せる、意。

ふすせ——伏せさせる、横にする、意。

下問い合わせ——心中でひつそり妻や女のもとへ通うこと。

下泣きに 心の中ひひそりと泣くこと。

片泣き——独り泣きの意。「朝妻の遊介の小坂を介多那音に道行く者もたぐいぞ良き」(紀50)。

「こそそ——こそ」は、万葉の用例はすべて「去年」であるが、本歌では、今夜と解される。今夜こそ、の意。この句、

歌詞は「許曾許曾」であるが譜詞には「山叟山曾」、縁記には「許曾己曾」とある。

安く肌触れ——「安し」は、安らかである。心穏やかである。

平穏である、の意。「さ寝る夜は多くあれども物思はず夜須久寝る夜はさねなきものを」(万15・三七六〇)。心安らかにその肌に触れることがよ、の意。

#### 口語訳

(あしひきの) 山に田を作り、その田から水を引く下樋を走らせる。そのように、私が心中でひひそりと通う妻に、心中で人目を忍んで泣く妻に、今夜こそは心安らかにその肌に触れることだよ。

著説

#### ①記紀歌謡との比較

同一歌謡である記78・紀69と本歌の歌詞を比較する。

	記78	紀69	琴22	一説
あしひきの	あしひきの	あしひきの	あしひきの	あしひきの
やまだをつくり	やまだをつくり	やまだをつくり	やまだをつくり	やまだをつくり
やまだかみ	やまだかみ	やまだかみ	やまだかみ	やまだかみ
したびをわしせ	したびをわしせ	したびをわしほ	したびをわしほ	したびをわしほ
したどひに	したどひに	したどひに	したどひに	したどひに
わがとふいもを	わがとふいもを	わがとふいもを	わがとふいもを	わがとふいもを
したなきに	かたなきに	かたなきに	かたなきに	かたなきに
わがなくつまを	わがなくつまを	わがなくつまを	わがなくつまを	わがなくつまを
こそそは	こそそは	こそそは	こそそは	こそそは
やすくはだあれ	やすくはだあれ	やすくはだあれ	やすくはだあれ	やすくはだあれ
「志良宜歌」	「慈良宜歌」	「慈良宜歌」	「慈良宜歌」	「慈良宜歌」

これをみると本歌の前半部は三句目の「から」を除いて記紀と同じである。対句の部分は記に近く、紀は本歌の一説と「かなきに」の句を同じくする。全体的には歌曲名を持つ点からも、記78・琴22が似ていると思われる。また「一説」は歌詞の三カ所に記されるが、それが一首のものではなく、それぞれが別の歌である可能性も考えられる。つまりこの歌には原歌があり、それが当時既に広く流布していたことが伺える。原歌は官

能的な歌詞の内容からも男女の共寝の喜びを歌うものである」とがわかる。歌垣などの場で伝えられたものであろう。

## ②踏歌と歌詞の関係

正月十六日の踏歌節会に群衆歌舞がおこなわれる。踏歌の初見は「天武三年正月、拜朝大極殿。詔、男女無別、闇夜有踏歌事。」(師光年中行事、年中行事秘抄等に掲げる初例の記事)とするが、これを一般には歌垣とみなし、持統紀七年(六九三)正月十六日の「漢人等、踏歌奏る」の記事を初例とする。これに見るようすに初めは漢人によって伝えられた外来の歌舞であったが、続日本紀によると天平二年(七三〇)には群臣による踏歌が、また同十四年(七四二)には少年童女による踏歌が行われたことがわかる。踏歌は夕方から男女混浴で行われていたようで、天平神護二年(七六六)には禁止令が出された(類聚三代格)。さらに平安時代になると正月十四日に男踏歌が、同十六日に女踏歌が行われるようになった。また続日本紀に宝龜元年(七七〇)三月に宮廷で古歌を歌つて、歌垣が行われた記事がある。その時の歌に「乙女らに男立ち添ひ踏み平らす西の都は万代の宮」とある。これは踏歌と呼ぶにふさわしい所作が歌われているといえよう。

このように夜に男女が寄り添つたり、歌垣の場で歌われるな

ど、踏歌そのものが男女の仲を連想させうるものであつたらしい。そう見ると本歌の官能的な歌詞は、踏歌節にふさわしかつたと考えられる。

## 縁記

茲良宜歌縁

日本記曰、遠明日香宮 御宇雄朝媛稚子宿祢天皇代、立木梨輕皇子為太子也。茲同母妹輕大娘皇女、乃悒懷少息、仍歌者。今案古事記云、日本記之歌与此歌、尤合古記。但至許曾己曾之句、古記不重耳。(古歌抄云、雄朝豆万稚古宿祢天皇、与衣通娶王麻時、作歌者。)

(この縁記は、原文では「酒坐歌」の縁記の後に位置している)。

①原文では「聞」であるが、日本書紀の「同母妹」により「同」

にする。

②この文字、あるいは衍字か(『全講』参照)。

③原文では改行して細字二行に書かれている。

## 訓説

茲良宜歌の縁

日本記に曰く、遠明日香宮に天の下治らしめし雄朝媛稚子の宿祢の天皇の代に、木梨の輕皇子を立てて太子としたまへり。同母妹輕大娘皇女に娶けて、悒懷少しく息みぬ。よりて歌

ひたまひきといへり。今、古事記日本記の歌とこの歌を案する

に、尤も古記に合へり。但し、許曾己曾の句に至りては、古記

に重ねざるのみ。古歌抄に云はく、雄朝豆方稚古の宿祢の天皇、

衣通娶王と、寝たまひし時に作りたまひし歌といへり。

### 語訳

日本記——不明。日本書紀の「とか」。

遠明日香宮——「遠つ明日香」は、奈良県高市郡明日香の地。

「遠飛鳥宮」(記)。

雄朝媛稚子宿祢天皇——ヲアサツマワクゴノスクネノスメラミ

コト。允恭天皇のこと。父は仁徳天皇。母は磐姫皇后。男浅

津間若子宿祢王(記)。雄朝津間稚子宿祢天皇(記)。

木梨輕皇子——キナシノカルノミコ。允恭天皇皇子。母は忍坂

大中津比売(記)。——大中姫(紀)。木梨之輕太子、——輕

王(記)。木梨輕皇子、——輕太子(紀)。

輕大娘皇后——カルノオホイラツメノヒメミコ。木梨輕皇子の

同母妹。輕大郎女(記)。輕大娘皇后(紀)。

姦——密通すること。古代においても、同母の兄妹・姉弟の結

婚は重罪であった。

悒懐——ユウカイ。「悒」は憂える、心が安らかでない意。「懷」

は、心に思い念じること。「おもう」の義。心にいだく、な

つかしむ、なつく意。

案——考える意。

古記——不明。古事記のことか。

古歌抄——不明。

衣通娶王——ソトホリノヒメノオオキミ。記には「輕大郎女、

亦名衣通郎女御名所は貞衣通生也、即ち之を衣通也」とある。また允恭

紀七年には「衣通郎姫」とあり、皇后忍坂大中姫の妹、弟

姫の別名と伝えている。

### 口語訳

#### 茲良宜歌の縁記

日本記にいうには、遠つ明日香の宮で天下を治められていた、雄朝媛の稚子の宿祢の天皇の御代に、木梨の輕の皇子を皇太子となつた。(輕の皇子は)同母妹である輕の大娘の皇后と密通して、その胸にふさがる思いも少しは休まつた。そして歌をおうたいになつたという。今、古事記日本記の歌とこの歌を考

えてみると、もっとも古記に合つてゐる。但し、「許曾己曾」の句にいたつては、古記には重ねない。古歌抄にいうには、雄朝豆方の稚古の宿祢の天皇が、衣通娶王と共寝をされた時に作りになつた歌という。

### 考説

縁記の中には四書が引かれている。ここでは問題のない「古事記」を除く三書についてみると、**「日本記」**は諸注、日本書紀のこととする。そこで記紀と縁記とを比較する。

(記) • 飛鳥△・ ××男淺若・・・王△××・・・太・×

(紀) ××××× ××・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(縁) 遠明日香宮 御宇雄朝媛稚子宿祢天皇代立木梨輕皇子為

×××・伊呂・・・郎女△××××××

• • × • • • • • • • • • • • • • • •

太子也茲同母妹輕大娘皇女乃悒懷少息仍歌

• —— 同じ文字  
x —— 無い文字  
△ —— 空白

このように縁記は日本書紀の抄録といえ、「日本記」は日本書紀を指すと思われる。さらに、次の編者の言葉と思われる「今案古事記云日本記之歌与此歌尤合古記但至許曾曰曾之句古記不重耳」(六文字目の「云」は衍字)から、本歌の「考説」に述べたように記<sup>78</sup>と似ていることを考えて、「此歌尤合古記」に詠う「古記」は古事記を指すと思われる。また、但し書きからすると、編者は実際に歌っている譜詞のことを「歌」と言つ

ているようである。最後の注に引かれる「古歌抄」は全く不明のものである。字の如く「古い歌の注釈書」の意であろう。内容は日本書紀の記事を載せておりが、本歌は二人の贈答歌群ではなく、やはり軽太子の記事の中の歌としている。

(武部智子)

奥書

琴歌譜一巻 安家書

件書希有也。仍自大歌師前丹波掾多安樹手伝  
写。天元四年十月廿一日。

訓読

琴歌譜一巻。安家書す。

「件」の書は「希」有り。仍りて大歌師前丹波掾多安樹の手に自り  
て伝写す。天元四年十月廿一日。

口語訳

琴歌譜一巻。安家が書写した。

この書物は大変珍しい。そこで、大歌師で前の丹波掾であつ  
た多安樹の所持本によつて伝写した。天元四年十月廿一日。

語訳

安家書——「安家」は識語の「多安樹」と同じ多氏か。伝不明。

「書」は書写の意か、それとも筆録の意か（「考説」参照）。

この三文字は、不自然に字間を大きく空けている。

大歌師前丹波掾多安樹——「大歌師」は大歌所の専門職として

和琴や琴歌を教習する役の「和琴歌師」であつたと考えられ

貞觀式部式云。被召大歌所之輩。起自十月廿一日至正月  
十六日一向直所。（下略）

る（『陽明叢書国書篇 古樂古歌謡集』の土橋寛氏の「解説」）。

「多安樹」は伝不明。ただ、平安前期、多氏が大歌師の家柄  
であったことは若干の資料からうかがわれる。類從符宣抄卷  
七に、仁和元年（八八五）二月二十五日に大歌所別当多安守

の選任にともない、大歌所十生の一人であつた多朝臣安邑を  
大歌所別當に補すとあり、また西宮記卷一（五日叙位儀）に  
よれば、延喜六年（九〇六）正月九日にその多安邑に、大歌

所の琴歌を伝習せよ、絶やすなかれとの旨を記した位記が下  
つてゐる。当時多安守や多朝臣安邑が大歌所別當として琴歌  
の伝習に努めたこと、そして代々多氏が大歌所の和琴歌師で  
あつたことが知られる（以上、土橋氏）。なお、この書き様  
からすると、多安樹は天元四年の本書書写當時において大歌  
師であつたはずである。

手——手写をいうか、それとも手沢、所持の意か。

天元四年——円融天皇代。西暦九八一年。

十月廿一日——「大歌始」の日である。小野宮年中行事の十月  
廿一日の条に、

同日大歌始事

とある。つまり、「この日から正月十六日の節会が終わるまで、

召入たちは大歌所に宿直して大歌の教習を受け、かつ大歌の演奏に従事したのである」（前記、土橋寛氏の「解説」）。そして

土橋氏は、奥書がその大歌始の日付となっているのは、本書が「多氏に伝來した琴歌の教習用のテキストである」とを物語る証の一つであるとしている（『日本古典文学大辞典』「琴歌譜」の項）。

#### 考説

卷末に、おおよそ前掲の翻刻のような文字の配置で、三行にわたって記されている。本書の成立・伝来について知る上で重要な部分であるが、人物・文意について不明な点が多い。ここでは文意について、従来の主要な説を整理して掲げることにする。

○佐々木信綱「新たに知られたる上代の歌謡に就いて」（『芸文』第拾六年第一号、一九二五年一月）

「本書を書写した人は、二様に考えられる」として、

一 安家が書写——それを天元四年に佚名氏が書写

一 天元四年に安家が書写

くはあるまいか」とする。

同氏「琴歌譜について」（『上代日本文学講座 第四卷 作品研究篇』、一九三三年）も同じ。

○古典保存会による複製本（一九二七年）の解説（山田孝雄・橋本進吉両氏）

天元四年に大歌師多安樹の許にあつた書を伝写したものとし、「筆者につきては、『安家書』の文字の間隔あまりに多きを以て、この本が安家の自筆なるか、又は安家書写本の転写本なるかにつきて疑を挿むべき余地あれど、猶、安家の自筆とすべきか」という。すなわち、  
多安樹所持——それを天元四年に安家が書写となる。

○賀古明「万葉集新論」（一九六五年）

「琴歌譜一巻。安家書」までが原本の末尾。

安家が原本を実筆記録——それを多安樹が所持——天元四年に佚名氏が伝写

○『日本古典文学大辞典』（一九八四年）「琴歌譜」の項目（土橋寛氏）

の二案を示したうえで、「原本なる安家書の字間の空白のあまりに多きを以て思ふに、佚名氏の書いたものと見る方がよ

伝写

「安家は伝写した人物か、多安樹が手写した原本の筆者か未詳」としつつ、また、「奥書の筆者はおそらく安家で、彼もおそらく多氏の一人で」あつたとする。

○『陽明叢書図書篇 古楽古歌謡集』（一九八五年）の土橋寛

氏の「解説」

安家が書写（原本か）→それを多安樹が伝授（所持）→

それを天元四年に何人かが書写

以上、さまざまである。天元四年当時、大歌師多安樹の所持していた本を、十月廿一日に何人かが借りて書写したらしいことまではわかるが、安家なる人物の位置が、字間の独特な空け方とともに判然としない。安家は原本の筆録者か、多安樹に至るまでの伝写者か、それとも天元四年時の当の書写者なのか。なお考えてみたい。

いずれにしても、「十月廿一日」という日付は、この書写がその年の大歌の教習に何らかにかかわるものであったことを物語っている。また「件の書は希有なり」は発見の口吻である。日付から言っても、この書写者は大歌所にかかわりのあつた人物と考えられるが、そうした人物にも希観の書であったということは、天元四年頃には、すでにこの琴歌譜が大歌の教習の際にもテキストとして用いられず、大歌師である多氏の家に細々

と伝わるばかりであつたことを示すだろう。

なお、この項の一部につき、片山享・藏中進両氏の「教示を得た。

（神野富一）

終わりに

本号をもってこの「琴歌譜注釈稿」は完結する。

琴歌譜の有する音楽性の解明はなお難かしくとも、歌詞の文学性の解明のみにとどまらず、できるだけその歌謡性にまで踏み込んで読んでみようというのが、当初からの、四名の注釈者共通の意気込みであった。「この歌詞の意味は何か」とともに、「この歌はどのような状況で、どのように歌われたのか」という問い合わせが絶えず意識された。有効な解答が多少とも提出できたかどうか、識者の御批正を乞いたいと思う。また、古代歌謡の書として、難解だが魅力の大きいこの書の研究が、来世紀にさらに深化することを願う。

なお、（一）から（四）まで、発表は足掛け四年に及び、その間、前稿の誤りや不備に気づくことも多かった。そのうち、論にかかる部分については、担当者各自がいすれ何らかのたちで訂す機会を求めるにし、ここでは事実についての補訂を、正誤表の形で、項目数を絞って記すことにする。各注稿を（一）～（三）と略称し、頁数、上下の段、行数の順で補訂個所を示す。

誤

正

（一）

十一月刊

十一月刊

35 上段  
「縁起」

「縁記」

（以下、（二）中、「縁起」とあるものはすべて「縁記」と訂す）

35 下段  
文字の右側に

文字の右側・右下・下などに

39 下10  
曹操

曹丕

46 下11  
五味智央

五味智英

48 下16  
己

己

49 下11  
部氏

部民

59 下10  
大鶴鳩

大鶴鳩

73 上8  
他の七首は

未詳

作者未詳

未詳

11・二四六七、二四八〇は人  
麻呂歌集歌、他の五首は作者  
からたま

からたま

問題

からたま

21 下段  
解釈

問題

22 上2  
全五句

未詳

25 下13  
全九句

未詳

宇受亮

全十四句

33 下 6 全八句

全九句

34 下 17 応神紀

応神紀

(三) 8 上 9 庚申

庚辰

その他、(一)(二)の「歌譜」「歌詞と譜詞の対照」の項目において、字の横に付した「○」印(「手」を示す)の位置は、右下に付すべきものもある。正確には、影印版に施したい。また、(一)の一・2・4歌の「歌詞と譜詞の対照」で、譜詞の欄において「ム」の表記を略してしまっている。